

情 通 審 第 4 4 号  
平成23年5月17日

総 務 大 臣  
片 山 善 博 殿

情報通信審議会  
会長 大 歳 卓 磨

答 申 書

平成21年7月28日付け情報通信審議会諮問第2030号「局所吸収指針の在り方」について、審議の結果、別添のとおり答申する。

# 別 添

諮問第2030号

「局所吸収指針の在り方」に関する答申

## 諮問第2030号「局所吸収指針の在り方」に関する答申

電気通信技術審議会答申 諮問第89号「電波利用における人体防護の在り方」(平成9年4月24日)における局所吸収指針(4.2(3))に関し、以下のとおり適用範囲の改定を行うことが適当である。

### (3-1) 適用範囲

本指針は、周波数 100kHz 以上 6GHz 以下に適用する。

局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射源に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。

具体的には、本指針(局所吸収指針)は、電磁放射源(主にアンテナ)や放射に関わる金属(筐体等)と人体との距離が 20cm 以内の場合に適用される。また、それ以外の距離においても、電磁界強度指針、補助指針又は局所吸収指針のいずれか1つを満たせば基礎指針を満たしていると判断できる。ただし、周波数が 300MHz 以上 300GHz 未満であって、10cm 以上 20cm 以内の距離における電磁界強度指針又は補助指針の適用は排除されない。

なお、空中線電力の平均電力が 20mW 以下の無線局については、仮に無線局の全出力が身体のごく一部に吸収される場合でも、局所 SAR の電波防護指針を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境においては、同 100mW 以下の無線局については、評価の必要性がないものと考えられる。